

婚姻届

令和 年 月 日届出

茨城県潮来市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
第 号	長 印				
送付 令和 年 月 日	第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票附	票住民票通	知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(消えるボールペンは使用しないでください)
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない市区町村役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。

本届書中
字訂正
字削除
字加入
訂正印
夫
妻

前日届後
夫
妻
通知
使者
送付

(1)	(よみかた)	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
(2)	住 所 (住所登録をして いるところ (アパート・マンション名))	番地番 号		番地番 号	
	(方書) 世帯主 の氏名	(方書) 世帯主 の氏名		(方書) 世帯主 の氏名	
(3)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地番 号		番地番 号	
	筆頭者 の氏名	筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 番地番 号		
	同居を始めたとき	年 月 日		(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(5)	初婚・再婚の別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)	
	同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻 夫 妻 夫 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(6)	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業			
	その他				
(7)	届 出 人 署 名 押 印	夫 印	妻 印		
	事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日		連絡先 電話 夫 () 妻 () 先 自宅・勤務先 携帯	

証 人	
署 名 印	印
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 昭和 平成 年 月 日
住 所	番地番 号 (方書) 番地番 号 (方書)
本 籍	番地番 号 番地番 号

住所異動届と同時に出すときは、新しい住所を記入してください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、当てはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。
- ◎この届出により記載の変更が必要となる物をお持ちください。
(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、国民健康保険証など)